

平成 28 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会
(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 13 号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例制定の件	3
第 3 号議案	大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件	7
第 4 号議案	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件	8
第 5 号議案	非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件	9
第 6 号議案	大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件	16
第 7 号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件	21
第 8 号議案	大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件	26
第 9 号議案	大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件	27
第 10 号議案	平成 27 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	別冊
第 11 号議案	平成 27 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	別冊
第 12 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	別冊
第 13 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	別冊

第 1 号議案

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員（条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(企業長への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項

に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後２年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、企業長に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職した日
- (5) 再就職した日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位
- (9) 契約（再就職した職員であった者の離職前５年間に大阪広域水道企業団が再就職先と締結した契約のうち、１の年度の契約金額の合計額が300万円以上のものに限る。以下同じ。）に關与（随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務（間接的な業務を除く。）をいう。以下同じ。）をした場合にあっては、当該關与をした年度、關与をした当時の所属及び担当業務、契約の主たる内容並びに關与の内容

附 則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例制定の件

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項及び第 5 項（これらの規定を法第 9 条第 3 項又は他の法律において適用し、又は準用する場合を含む。）並びに法第81条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第78条第 4 項及び第 5 項並びに法第81条第 2 項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第 1 項の規定に基づき、手数料及び大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）に置く機関に関し必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第 2 条 次に掲げる手数料の額は、別表のとおりとする。

- (1) 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第38条第 1 項の規定（他の法律において準用する場合を含む。）により交付を受ける審査請求人又は法第13条第 4 項に規定する参加人が納付しなければならない手数料
- (2) 法第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料
- (3) 法第81条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第78条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料

(還付)

第 3 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第 4 条 審査庁（法第 9 条第 1 項に規定する審査庁をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第 2 条第 1 号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審理員（法第11条第 2 項に規定する審理員をいう。）は、経済的困

難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第2号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

3 次条に規定する大阪広域水道企業団行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第3号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、他の法律において準用する法第38条第5項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定による手数料の減額又は免除について準用する。

（大阪広域水道企業団行政不服審査会の設置）

第5条 法第81条第2項に規定する機関として、大阪広域水道企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）を事件ごとに置く。

（組織）

第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第7条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が任命する。

2 委員は、その職務が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 企業長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合に限り、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第10条 委員の報酬の額は、日額8,000円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第11条 委員の費用弁償の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前2項の規定にかかわらず、委員のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第12条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

項	区分	金額
1	対象書面等又は対象主張書面等を乾式複写機により用紙に複写したもの	単色刷り
		1枚につき10円
		多色刷り
		1枚につき30円
2	対象電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの	単色刷り
		1枚につき10円
		多色刷り
		1枚につき30円

備考

1 「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を、「対象主張書面等」とは、法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料を、「対象電磁的記録」とは、法第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録をいう。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として計算する。

3 交付する用紙については、原則として、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の

用紙を用いた場合については、日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

第 3 号議案

大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 (略)		(設置) 第2条 (略)	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第2項第6号、第7条第4項、第40条第2項及び第41条第1項に規定する事項についての調査審議に関する事務	大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第2項第6号、第7条第4項、第40条第2項及び第41条に規定する事項についての調査審議に関する事務
大阪広域水道企業団情報公開審査会	大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）第20条第1項に規定する審査請求についての調査審議に関する事務	大阪広域水道企業団情報公開審査会	大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）第20条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

第 4 号議案

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表) 第 2 条 (略) (1) (略) <u>(2) 人事評価の状況</u> <u>(3)－(7) (略)</u> <u>(8) 退職管理の状況</u> <u>(9) 研修の状況</u> <u>(10)・(11) (略)</u> 2 (略) (委任) 第 3 条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u>	(公表) 第 2 条 (略) (1) (略) <u>(2)－(6) (略)</u> <u>(7) 研修及び勤務成績の評定の状況</u> <u>(8)・(9) (略)</u> 2 (略) (委任) 第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

第 5 号 議 案

非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条（第 2 項を除く。）及び第70条の規定に基づき、非常勤職員の公務上の災害（法第 1 条に規定する災害をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。			（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、非常勤職員の公務上の災害（法第 1 条に規定する災害をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。		
附 則			附 則		
（他の法令による給付との調整）			（他の法令による給付との調整）		
第 8 条 （略）			第 8 条 （略）		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年 法 律 第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害	0.73	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年 法 律 第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75

		厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)				
		障害厚生年金等(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75
		障害基礎年金(当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。))若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。))が支給される場合を除く。)	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	0.89
		国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75		厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下「障害厚生年金」という。))及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚	0.75		障害厚生年金(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86

	生年金保険法による障害年金」という。)					
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89			障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73		障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83			旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88			旧国民年金法の障害年金	0.89
	旧船員保険法による障害年金	0.74			障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74			障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	旧国民年金法による障害年金	0.89			障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しく	(略)		遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	(略)

	は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）				
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	(略)		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	(略)
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80		遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺	0.90		遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員	0.88

	<u>児年金又は寡婦年金</u>			<u>等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</u>	
2	(略)		2	(略)	
	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>		<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
	<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>		<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>		<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
	<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>		<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
	<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>		<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>
	<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>		<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
(他の法令による給付との調整に関する経過措置)
- 新条例附則第8条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下これらを「年金たる補償」という。）及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年

法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障がいを経由するものとするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を経由するものとするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障がいを経由するものとするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を経由するものとするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち平成24年一元化法附則第

37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第8条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の非常勤職員の災害補償に関する条例附則第8条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

第 6 号議案

大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 <u>審査請求</u> 第 1 節 諮問等（<u>第19条の 2</u>—第22条） 第 2 節 （略） 第 4 章・第 5 章 （略） 附則 （定義） 第 2 条 この条例において「<u>行政文書</u>」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)・(2) （略） 2 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、企業長、監査委員及び議会をいう。 （公開決定等の期限の特例） 第15条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日（第7条第3項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にその<u>全て</u>について公開決	目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 <u>不服申立て</u> 第 1 節 諮問等（<u>第20条</u>—第22条） 第 2 節 （略） 第 4 章・第 5 章 （略） 附則 （定義） 第 2 条 この条例において、「<u>行政文書</u>」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)・(2) （略） 2 この条例において、「<u>実施機関</u>」とは、企業長、監査委員及び議会をいう。 （公開決定等の期限の特例） 第15条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日（第7条第3項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にその<u>すべて</u>について公開

決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第3章 審査請求

第1節 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、公開請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、行政文書の全部を公開するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項におい

決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第3章 不服申立て

第1節 (略)

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

<u>て読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを添えてしなければならない。</u> (諮問をした旨の通知) 第21条 <u>前条第1項</u>の規定により諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人及び参加人(行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u> (2) 請求者(請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。) (3) 当該諮問に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。) (<u>第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続</u>) 第22条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u> (2) <u>審査請求</u>に係る行政文書を公開する旨の<u>裁決</u>(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。) (審査会の調査権限) 第23条 (略) 2・3 (略) 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)に対し、その意見を記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 (意見の陳述) 第24条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合において、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出) 第25条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、	(諮問をした旨の通知) 第21条 <u>前条</u>の規定により諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人及び参加人</u> (2) 請求者(請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。) (3) 当該諮問に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。) (<u>第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続</u>) 第22条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u> (2) <u>不服申立て</u>に係る行政文書を公開する旨の<u>決定</u>(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。) (審査会の調査権限) 第23条 (略) 2・3 (略) 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)に対し、その意見を記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 (意見の陳述) 第24条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合において、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出) 第25条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、
--	--

意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧(当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。)をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第24条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第28条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)

第29条 審査会は、第20条第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2 審査会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。

3 諮問実施機関は、審査会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 諮問実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。

意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧(当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。)をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第24条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第27条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

(調査審議手続の非公開)

第28条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)

第29条 審査会は、第20条の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2 審査会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。

3 諮問実施機関は、審査会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定をしなければならない。

4 諮問実施機関は、不服申立てがあった日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定をするよう努めなければならない。

(費用負担) 第35条 (略) (1) (略) (2) <u>第27条第1項</u>の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(<u>同項</u>の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの (3) (略) (委任) 第37条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</u>	(費用負担) 第35条 (略) (1) (略) (2) <u>第27条</u>の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(<u>同条</u>の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの (3) (略) (委任) 第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた改正前の大阪広域水道企業団情報公開条例(以下「旧条例」という。)第13条第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第6条の規定による行政文書の公開の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の大阪広域水道企業団情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 7 号議案

大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 （略） 第2章 （略） 第1節—第3節 （略） 第4節 救済手続（ <u>第40条の2</u> —第51条） 第5節 （略） 第3章・第4章 （略） 附則 （審理員による審理手続に関する規定の適用除外） <u>第40条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u> （審議会への諮問） <u>第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。</u>	目次 第1章 （略） 第2章 （略） 第1節—第3節 （略） 第4節 救済手続（ <u>第41条</u> —第51条） 第5節 （略） 第3章・第4章 （略） 附則 （審議会への諮問） 第41条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該不服申立てに対する決定について諮問しなければならない。</u>

(1) <u>審査請求</u>が明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) <u>裁決</u>で、<u>審査請求</u>に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。 (3) <u>裁決</u>で、<u>開示請求</u>に係る不作為に係る<u>審査請求</u>について、当該<u>審査請求</u>に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、個人情報の全部を開示するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。 (4) <u>裁決</u>で、<u>審査請求</u>に係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。 (5) <u>裁決</u>で、<u>訂正請求</u>に係る不作為に係る<u>審査請求</u>について、当該<u>審査請求</u>に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。 (6) <u>裁決</u>で、<u>審査請求</u>に係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。 (7) <u>裁決</u>で、<u>利用停止請求</u>に係る不作為に係る<u>審査請求</u>について、当該<u>審査請求</u>に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。 <u>2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを添えてしなければならない。</u> （諮問をした旨の通知） 第42条 <u>前条第1項</u>の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人及び参加人</u>（<u>行審法第13条第4項</u>に規定する参加人をいう。以下同じ。） (2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停</u>	(1) <u>不服申立て</u>が明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) <u>決定</u>で、<u>不服申立て</u>に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。 (3) <u>決定</u>で、<u>不服申立て</u>に係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。 (4) <u>決定</u>で、<u>不服申立て</u>に係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。 （諮問をした旨の通知） 第42条 <u>前条</u>の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人及び参加人</u> (2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停</u>
--	---

止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。） (3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。） （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続） 第43条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u> (2) <u>審査請求</u>に係る個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） （審議会の調査権限） 第44条 （略） 2・3 （略） 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 （意見の陳述） 第45条 審議会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合において、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 （意見書等の提出） 第46条 <u>審査請求人等</u>は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 （委員による調査手続） 第47条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第45条第1項の規定	止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。） (3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。） （第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続） 第43条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u> (2) <u>不服申立て</u>に係る個人情報を開示する旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） （審議会の調査権限） 第44条 （略） 2・3 （略） 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 （意見の陳述） 第45条 審議会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合において、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 （意見書等の提出） 第46条 <u>不服申立人等</u>は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 （委員による調査手続） 第47条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第45条第1項の規定
---	---

による<u>審査請求人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。 (提出資料の閲覧等) 第48条 <u>審査請求人等</u>は、審議会に対し、審議会に提出された意見書<u>若しくは</u>資料の閲覧又は写しの交付(以下「<u>閲覧等</u>」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、<u>閲覧等</u>に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。))を求めることができる。 2 <u>審議会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> (調査審議手続の非公開) 第49条 審議会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 (答申等) 第50条 (略) 2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付しなければならない。 3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をしなければならない。 4 諮問実施機関は、<u>審査請求</u>があった日から起算して90日以内に当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をするよう努めなければならない。 (費用負担) 第53条 (略) (1) (略) (2) <u>第48条第1項</u>の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(<u>同項</u>の実施機関の規則で定める方法を含む。))を受けるもの (3) (略)	による<u>不服申立人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。 (提出資料の閲覧等) 第48条 <u>不服申立人等</u>は、審議会に対し、審議会に提出された意見書<u>又は</u>資料の閲覧又は写しの交付(以下「<u>閲覧等</u>」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、<u>閲覧等</u>に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。))を求めることができる。 (調査審議手続の非公開) 第49条 審議会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 (答申等) 第50条 (略) 2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付しなければならない。 3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をしなければならない。 4 諮問実施機関は、<u>不服申立て</u>があった日から起算して90日以内に当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をするよう努めなければならない。 (費用負担) 第53条 (略) (1) (略) (2) <u>第48条</u>の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(<u>同条</u>の実施機関の規則で定める方法を含む。))を受けるもの (3) (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第17条第1項若しくは第2項の決定、旧条例第27条第1項若しくは第2項の決定若しくは旧条例第35条第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第11条第1項若しくは

第 2 項の規定による請求、旧条例第 24 条第 1 項若しくは旧条例第 24 条第 3 項において準用する旧条例第 11 条第 2 項の規定による請求若しくは旧条例第 32 条第 1 項若しくは旧条例第 32 条第 3 項において準用する旧条例第 11 条第 2 項の規定による請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 8 号議案

大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第 3 条 (略) (1)―(7) (略) (8) 審査請求に対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第 3 章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導	(適用除外) 第 3 条 (略) (1)―(7) (略) (8) 審査請求、 <u>異議申立てその他の不服申立て</u> に対する行政庁の裁決、 <u>決定</u> その他の処分の手続又は第 3 章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

第 9 号議案

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（工事費の納付） 第9条 （略） 2 企業長は、<u>前項の規定による</u>納付を確認後、工事の契約に係る手続に着手するものとする。ただし、前項ただし書に規定する、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 （略） （給水施設の管理及び費用の負担） 第10条 （略） 2 企業長は、必要があると認めるときは、<u>前項の規定による</u>請求がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。 3 （略） （費用の算出方法） 第12条 第8条及び前2条の費用の額は、<u>次に掲げる費用の額の合計額に100分の108を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。 (1)―(5) （略） 2・3 （略） （水質及び水圧） 第19条 工業用水道により給水する工業用水の水質は、<u>次の表に掲げる</u>基準によるものとする。 （略）	（工事費の納付） 第9条 （略） 2 企業長は、<u>前項の</u>納付を確認後、工事の契約に係る手続に着手するものとする。ただし、前項ただし書に規定する、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 （略） （給水施設の管理及び費用の負担） 第10条 （略） 2 企業長は、必要があると認めるときは、<u>前項の</u>請求がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。 3 （略） （費用の算出方法） 第12条 第8条及び前2条の費用の額は、<u>次の各号に掲げる費用の額の合計額に100分の108を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。 (1)―(5) （略） 2・3 （略） （水質及び水圧） 第19条 工業用水道により給水する工業用水の水質は、<u>次に掲げる</u>基準によるものとする。 （略）

2 (略) (料金) 第20条 (略) (1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>32円40銭</u>の割合で計算した額 (2) 超過料金 使用流量が基本使用流量(単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。)を超えて使用した時間(以下「超過使用時間」という。)に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量(以下「超過使用水量」という。)の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>85円60銭</u>の割合で計算した額 (3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>10円40銭</u>の割合で計算した額 (保証金) 第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき<u>42円80銭</u>の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。 2 (略) (給水施設の切断) 第29条 (略) 2 <u>前項の規定による</u>切断に要した費用は、使用者の負担とする。	2 (略) (料金) 第20条 (略) (1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>39円10銭</u>の割合で計算した額 (2) 超過料金 使用流量が基本使用流量(単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。)を超えて使用した時間(以下「超過使用時間」という。)に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量(以下「超過使用水量」という。)の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>89円40銭</u>の割合で計算した額 (3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>5円60銭</u>の割合で計算した額 (保証金) 第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき<u>44円70銭</u>の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。 2 (略) (給水施設の切断) 第29条 (略) 2 <u>前項の</u>切断に要した費用は、使用者の負担とする。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後の工業用水の供給に係る料金について適用し、同日前の工業用水の供給に係る料金については、なお従前の例による。

第10号議案

第11号議案

平成 2 7 年 度

大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算

大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算

第10号議案

平成 2 7 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

(総 則)

第1条 平成27年度大阪広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収	入	(計)
	(既決予算額)	(補正予算額)	
第1款 水道事業収益	45,083,528千円	87,838千円	45,171,366千円
第1項 営業収益	41,945,504千円	△ 8,918千円	41,936,586千円
第2項 営業外収益	3,138,024千円	17,292千円	3,155,316千円
第3項 特別利益	0千円	79,464千円	79,464千円
(科 目)	支	出	(計)
	(既決予算額)	(補正予算額)	
第1款 水道事業費用	41,367,015千円	△ 1,683,900千円	39,683,115千円
第1項 営業費用	37,213,759千円	△ 1,827,483千円	35,386,276千円
第2項 営業外費用	3,818,682千円	271,112千円	4,089,794千円
第3項 特別損失	134,574千円	△ 127,529千円	7,045千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額27,896,239千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,583,572千円及び損益勘定留保資金26,312,667千円で補てんするものとする。」を、「不足する額29,018,377千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,642,912千円及び損益勘定留保資金27,375,465千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 水道事業資本的収入	13,130,602千円	△ 860,893千円	12,269,709千円
第2項 国 庫 補 助 金	2,696,271千円	△ 690,774千円	2,005,497千円
第6項 固定資産売却代金	172,100千円	△ 170,119千円	1,981千円

	支	出	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 水道事業資本的支出	41,026,841千円	261,245千円	41,288,086千円
第1項 建 設 改 良 費	26,509,957千円	177,981千円	26,687,938千円
第2項 企 業 債 償 還 金	14,516,884千円	1,341千円	14,518,225千円
第3項 国 庫 返 納 金	0千円	81,923千円	81,923千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	3,624,461千円	85,144千円	3,709,605千円

平成28年2月16日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹 山 修 身

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算説明書目次

	頁
補正予算実施計画	6
予定キャッシュ・フロー計算書	8
給与費明細書	9
予定貸借対照表	12

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 水道事業収益			45,083,528	87,838	45,171,366	
	1 営業収益		41,945,504	△ 8,918	41,936,586	
		2 営業受託収益	71,377	△ 9,064	62,313	
		3 その他営業収益	78,289	146	78,435	
	2 営業外収益		3,138,024	17,292	3,155,316	
		2 長期前受金戻入	2,693,452	15,948	2,709,400	
		4 雑 収 益	227,232	1,344	228,576	
	3 特別利益		0	79,464	79,464	
		1 固定資産売却益	0	27,716	27,716	
		2 過年度損益修正益	0	1,965	1,965	
		3 その他特別利益	0	49,783	49,783	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 水道事業費用			41,367,015	△ 1,683,900	39,683,115	
	1 営業費用		37,213,759	△ 1,827,483	35,386,276	
		1 原水及び浄水費	11,924,281	△ 1,341,912	10,582,369	
		2 送 水 費	4,991,734	△ 635,618	4,356,116	
		3 総 係 費	1,266,888	140,099	1,406,987	
		5 減価償却費	16,144,905	△ 21,272	16,123,633	
		6 資産減耗費	1,420,155	65,075	1,485,230	
		8 営業受託費用	62,320	△ 2,731	59,589	
		9 その他営業費用	1,285,787	△ 31,124	1,254,663	
	2 営業外費用		3,818,682	271,112	4,089,794	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	3,314,426	△ 5,283	3,309,143	
		3 共同事業費用	203,544	△ 6,949	196,595	
		4 雑 支 出	39	597	636	
		5 消費税及び 地方消費税	300,233	282,747	582,980	
	3 特別損失		134,574	△ 127,529	7,045	
		1 固定資産売却損	134,574	△ 134,574	0	
		2 過年度損益修正損	0	918	918	
		3 その他特別損失	0	6,127	6,127	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 水道事業 資本的収入	2 国庫補助金		13,130,602	△ 860,893	12,269,709	
			2,696,271	△ 690,774	2,005,497	
		1 国庫補助金	2,696,271	△ 690,774	2,005,497	
	6 固定資産売却代金		172,100	△ 170,119	1,981	
		1 固定資産売却代金	172,100	△ 170,119	1,981	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費		41,026,841	261,245	41,288,086	
			26,509,957	177,981	26,687,938	
		1 改良費	24,209,240	△ 6,114	24,203,126	
	2 企業債償還金	2 負担金	1,977,689	184,095	2,161,784	
			14,516,884	1,341	14,518,225	
		1 企業債償還金	14,516,884	1,341	14,518,225	
	3 国庫返納金		0	81,923	81,923	
		1 国庫返納金	0	81,923	81,923	

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	補正後	補正前	比較
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	3,971,245	2,058,287	1,912,958
減価償却費等	16,124,073	16,145,345	△ 21,272
資産減耗費	1,356,415	1,382,678	△ 26,263
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	40,089	△ 105,545	145,634
賞与引当金等の増減額 (△は減少)	△ 44,296	4,344	△ 48,640
長期前受金戻入	△ 2,709,400	△ 2,693,452	△ 15,948
受取利息	△ 9,481	△ 9,481	0
支払利息	3,309,143	3,314,377	△ 5,234
有形固定資産売却損益 (△は益)	△ 26,864	134,574	△ 161,438
その他の増減額	42,131	0	42,131
小計	22,053,055	20,231,127	1,821,928
利息の受取額	9,353	9,353	0
利息の支払額	△ 3,383,927	△ 3,364,514	△ 19,413
業務活動によるキャッシュ・フロー	18,678,481	16,875,966	1,802,515
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 22,551,290	△ 22,648,603	97,313
有形固定資産の売却による収入	28,703	172,100	△ 143,397
無形固定資産の取得による支出	△ 1,232,441	△ 1,057,113	△ 175,328
国庫補助金による収入	2,005,497	2,696,271	△ 690,774
国庫返納金による支出	△ 81,923	0	△ 81,923
工事負担金による収入	87,682	87,682	0
共同設備負担金による収入	12,204	12,204	0
建設受託工事受入金による収入	329,011	329,011	0
建設受託工事による支出	△ 299,100	△ 299,100	0
水源開発事業撤退による支出	△ 867,721	△ 867,721	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,569,378	△ 21,575,269	△ 994,109
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	9,800,000	9,800,000	0
企業債の償還による支出	△ 14,518,225	△ 14,516,884	△ 1,341
リース債務の返済による支出	△ 12,358	△ 20,514	8,156
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,730,583	△ 4,737,398	6,815
IV 資金増加額 (又は減少額)	△ 8,621,480	△ 9,436,701	815,221
V 資金期首残高	42,228,274	33,569,237	8,659,037
VI 資金期末残高	33,606,794	24,132,536	9,474,258

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	〔短時間勤務〕 職 員 数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	0 (11) 297	1,248,215	1,359,368	2,607,583	481,859	3,089,442
	資本勘定支弁職員	0 (0) 65	277,902	237,063	514,965	105,198	620,163
	合 計	0 (11) 362	1,526,117	※1 1,596,431	3,122,548	※2 587,057	3,709,605
補 正 前	損益勘定支弁職員	0 (10) 303	1,276,526	1,245,913	2,522,439	481,859	3,004,298
	資本勘定支弁職員	0 (0) 66	277,902	237,063	514,965	105,198	620,163
	合 計	0 (10) 369	1,554,428	1,482,976	3,037,404	587,057	3,624,461
比 較	損益勘定支弁職員	0 (1) △ 6	△ 28,311	113,455	85,144	0	85,144
	資本勘定支弁職員	0 (0) △ 1	0	0	0	0	0
	合 計	0 (1) △ 7	△ 28,311	113,455	85,144	0	85,144

※1 賞与引当金繰入額226,978千円（損益勘定:185,789千円、資本勘定:41,189千円）及び退職給付費316,528千円（損益勘定のみ）を含む。

※2 法定福利費引当金繰入額41,061千円（損益勘定:33,610千円、資本勘定:7,451千円）を含む。

手 当 の 増 減 額 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	30,885	58,038	180,772	28,321	79,441	5,962
	補 正 前	30,885	58,038	180,772	28,321	79,441	5,962
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後	199,193	31,554	18,282	300	647,155	316,528
	補 正 前	199,193	31,554	18,282	300	680,932	169,296
	比 較	0	0	0	0	△ 33,777	147,232

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明
給 料	△ 28,311	給 料 の 増 減 分	△ 28,311	給与改定及び職員数の変動等によるもの
手 当	113,455	期 末 ・ 勤 勉 手 当 の 増 減 分	△ 33,777	給与改定及び職員数の変動等によるもの
		退 職 給 付 費 の 増 加 分	147,232	給与改定及び職員数の変動等によるもの

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		企 業 職
27 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	336,637
	平 均 給 与 月 額 (円)	458,615
	平 均 年 齡 (歳)	44.1
26 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	326,500
	平 均 給 与 月 額 (円)	458,533
	平 均 年 齡 (歳)	44.0

(2) 初任給の状況

区 分		企業職／行政職
企 業 団	高 校 卒 (円)	149, 000
	大 学 卒 (円)	183, 300
(一) 主たる市構成団体の 一般職の 28年1月1日現在	高 校 卒 (円)	152, 900
	大 学 卒 (円)	182, 000

(3) 級別職員数及び標準的な職務内容

27年 10月1日現在	企業職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長又は技術長又は理事	
		職員数 (人)	(5) 65	112	(6) 104	47	5	11	4	3	(11) 351
		構成比 (%)	18.5	31.9	29.6	13.4	1.4	3.1	1.2	0.9	100.0

26年 10月1日現在	企業職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長	
		職員数 (人)	(4) 59	124	(3) 108	42	8	12	4	1	(7) 358
		構成比 (%)	16.5	34.6	30.2	11.7	2.2	3.4	1.1	0.3	100.0

※ () は短時間勤務職員数を外数で表記

(6) 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 前	1.975 (1.000)	2.125 (1.150)	4.100 (2.150)	有	
補 正 後	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.200 (2.200)	有	
主たる構成団体(堺市)の 一般会計の制度	1.975 (1.000)	2.125 (1.150)	4.100 (2.150)	有	平成28年 1月1日現在

※ () は、再任用職員の支給率

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業予定貸借対照表

(平成28年3月31日)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円 380,443,123	(負 債 の 部)	千円 222,698,828
固 定 資 産	342,510,993	固 定 負 債	139,122,838
有 形 固 定 資 産	324,470,357	企 業 債	102,990,462
土 地	29,468,556	長 期 リ ー ス 債 務	226,555
そ の 他 有 形 固 定 資 産	295,001,801	引 当 金	2,666,732
無 形 固 定 資 産	18,012,636	退 職 給 付 引 当 金	2,666,732
水 利 権	2,834,222	年 賦 未 払 金	9,451,238
ダ ム 使 用 権	14,926,438	そ の 他 固 定 負 債	23,787,851
地 上 権	259	企 業 債 償 還 債 務 負 担 金	23,446,745
施 設 利 用 権	251,717	そ の 他 固 定 負 債	341,106
投 資 そ の 他 の 資 産	28,000	流 動 負 債	30,497,144
出 資 金	28,000	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	7,514,166
流 動 資 産	37,932,130	短 期 リ ー ス 債 務	67,546
現 金 ・ 預 金	33,606,794	未 払 金	14,046,893
未 収 金	3,590,591	引 当 金	268,039
有 価 証 券	499,936	賞 与 引 当 金	226,978
一 年 内 満 期 有 価 証 券	499,936	法 定 福 利 費 引 当 金	41,061
貯 蔵 品	226,400	一 年 内 償 還 予 定 年 賦 未 払 金	1,514,332
そ の 他 流 動 資 産	8,409	そ の 他 流 動 負 債	7,086,168
		一 年 内 償 還 予 定 企 業 債 償 還 債 務 負 担 金	6,238,214
		そ の 他 流 動 負 債	847,954
		繰 延 収 益	53,078,846
		長 期 前 受 金	46,062,332
		長 期 前 受 国 庫 補 助 金	35,336,686
		長 期 前 受 工 事 負 担 金	10,295,690
		長 期 前 受 他 団 体 補 助 金	110,958
		長 期 前 受 受 贈 財 産 評 価 額	183,365
		そ の 他 長 期 前 受 金	135,633
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	7,016,514
		建 仮 長 期 前 受 国 庫 補 助 金	6,888,540
		建 仮 長 期 前 受 工 事 負 担 金	115,770
		建 仮 そ の 他 長 期 前 受 金	12,204
		(資 本 の 部)	157,744,295
		資 本 金	169,481,548
		自 己 資 本 金	169,481,548
		剰 余 金	△ 11,737,253
		資 本 剰 余 金	4,203,498
		国 庫 補 助 金	4,117,258
		工 事 負 担 金	43,618
		受 贈 財 産 評 価 額	42,622
		欠 損 金	15,940,751
		当 年 度 未 処 理 欠 損 金	15,940,751
資 産 合 計	380,443,123	負 債 ・ 資 本 合 計	380,443,123

注 記 表

I. 重要な会計方針

平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～6年

工具器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

水利権 20年

ダム使用权 55年

地上権 5年

施設利用権 15～35年

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

ただし、該当債権がないため貸倒引当金は計上していない。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

III. 予定貸借対照表等関連

1 有形固定資産に対する減価償却累計額 387,380,763 千円

2 長期前受金に対する収益化累計額 68,262,647 千円

IV. セグメント情報の開示

単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載を省略している。

V. 減損損失関連

・該当なし

VI. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円を超えるファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 4,726 千円 (4,726 千円)

1 年超 1,021 千円 (1,021 千円)

計 5,747 千円 (5,747 千円)

※ () 内は長期継続契約 (地方自治法第 234 条の 3) によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

4 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 67,546 千円 (67,546 千円)

1年超 226,555 千円 (226,555 千円)

計 294,101 千円 (294,101 千円)

※ () 内は長期継続契約(地方自治法第234条の3)によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

VII. その他の注記

退職給付引当金の取崩し

平成27年度において、退職手当として276,439千円を支給することとなるため、退職給付引当金を同額取り崩す。

第11号議案

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

(総 則)

第1条 平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既 決)	(補 正)	(計)
(1) 年 間 総 配 水 量	171,690,000 m ³	1,175,000 m ³	172,865,000 m ³
(2) 1 日 平 均 配 水 量	469,098 m ³	3,211 m ³	472,309 m ³
(3) 主要な建設改良事業			
増 補 改 良 事 業	2,478,120 千円	△ 87,128 千円	2,390,992 千円
施 設 拡 充 工 事	大庭浄水場等における施設拡充工事の減		
配水管路設備工事	バイパス配水管の布設工事等の減		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 工業用水道事業収益	9,344,348千円	△ 59,357千円	9,284,991千円
第1項 営 業 収 益	8,415,878千円	43,523千円	8,459,401千円
第2項 営 業 外 収 益	737,741千円	4,720千円	742,461千円
第3項 特 別 利 益	190,729千円	△ 107,600千円	83,129千円

	支	出	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 工業用水道事業費用	7,482,697千円	△ 185,505千円	7,297,192千円
第1項 営 業 費 用	6,813,477千円	△ 326,971千円	6,486,506千円
第2項 営 業 外 費 用	599,220千円	136,015千円	735,235千円
第4項 特 別 損 失	0千円	5,451千円	5,451千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,381,504千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額170,757千円、減債積立金1,027,914千円及び損益勘定留保資金2,182,833千円で補てんするものとする。」を「不足する額3,297,934千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額164,304千円、減債積立金1,027,914千円及び建設改良積立金2,105,716千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 工業用水道事業資本的収入	1,124,530千円	△ 3,558千円	1,120,972千円
第3項 固定資産売却代金	5,127千円	△ 3,558千円	1,569千円

	支	出	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 工業用水道事業資本的支出	4,506,034千円	△ 87,128千円	4,418,906千円
第1項 建設改良費	2,478,120千円	△ 87,128千円	2,390,992千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
(1) 職員給与費	809,792千円	36,177千円	845,969千円

平成28年2月16日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹 山 修 身

平成 2 7 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算説明書目次

	頁
補 正 予 算 実 施 計 画	22
予定キャッシュ・フロー計算書	24
給 与 費 明 細 書	25
予 定 貸 借 対 照 表	28

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 工業用水道事業収益			9,344,348	△ 59,357	9,284,991	(年間水量) 172,865千㎡
	1 営業収益		8,415,878	43,523	8,459,401	
		1 給水収益	8,035,376	43,523	8,078,899	
	2 営業外収益		737,741	4,720	742,461	
		2 長期前受金戻入	719,571	3,902	723,473	
		3 雑収益	10,454	818	11,272	
	3 特別利益		190,729	△ 107,600	83,129	
		1 固定資産売却益	62,099	△ 57,074	5,025	
		2 その他特別利益	128,630	△ 50,526	78,104	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 工業用水道事業費用			7,482,697	△ 185,505	7,297,192	
	1 営業費用		6,813,477	△ 326,971	6,486,506	
		1 原水費	1,691,301	△ 180,994	1,510,307	
		2 配水費	1,358,128	△ 148,545	1,209,583	
		3 総係費	458,954	33,733	492,687	
		5 減価償却費	2,703,707	△ 8,812	2,694,895	
		6 資産減耗費	151,241	48	151,289	
		8 営業受託費用	32,984	△ 5,734	27,250	
		9 その他営業費用	367,095	△ 16,667	350,428	
	2 営業外費用		599,220	136,015	735,235	
		3 消費税及び地方消費税	217,926	136,015	353,941	
	4 特別損失		0	5,451	5,451	
		1 過年度損益修正損	0	3,080	3,080	
		2 その他特別損失	0	2,371	2,371	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 工業用水道事業 資本的収入	3 固定資産 売却		1,124,530	△ 3,558	1,120,972	
			5,127	△ 3,558	1,569	
		1 固定資産 売却	5,127	△ 3,558	1,569	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 工業用水道事業 資本的支出	1 建設改良費		4,506,034	△ 87,128	4,418,906	
			2,478,120	△ 87,128	2,390,992	
		1 増補改良費	2,478,120	△ 87,128	2,390,992	

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	補正後	補正前	比較
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,915,489	1,681,271	234,218
減価償却費	2,694,895	2,703,707	△ 8,812
資産減耗費	116,187	108,652	7,535
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	13,766	△ 36,240	50,006
賞与引当金等の増減額 (△は減少)	761	3,773	△ 3,012
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	854	0	854
長期前受金戻入	△ 723,473	△ 719,571	△ 3,902
受取利息	△ 7,716	△ 7,716	0
支払利息	380,732	380,732	0
有形固定資産売却損益 (△は益)	△ 5,025	△ 62,099	57,074
その他の増減額	3,678	283	3,395
小計	4,390,148	4,052,792	337,356
利息の受取額	7,460	7,460	0
利息の支払額	△ 386,336	△ 381,623	△ 4,713
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,011,272	3,678,629	332,643
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 2,210,504	△ 2,291,388	80,884
有形固定資産の売却による収入	6,594	67,226	△ 60,632
投資有価証券の取得による支出	△ 1,000,000	△ 1,000,000	0
投資有価証券の売却による収入	998,850	998,850	0
工事負担金による収入	73,815	73,815	0
共同施設工事負担金による収入	37,809	37,809	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,093,436	△ 2,113,688	20,252
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の償還による支出	△ 1,027,914	△ 1,027,914	0
リース債務の返済による支出	△ 4,243	△ 7,046	2,803
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,032,157	△ 1,034,960	2,803
IV 資金増加額 (又は減少額)	885,679	529,981	355,698
V 資金期首残高	16,359,884	15,031,703	1,328,181
VI 資金期末残高	17,245,563	15,561,684	1,683,879

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		〔短時間勤務〕 職 員 数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	0	(3) 77	316,190	368,018	684,208	121,980	806,188
	資本勘定支弁職員	0	(0) 4	17,155	15,857	33,012	6,769	39,781
	合 計	0	(3) 81	333,345	※1 383,875	717,220	※2 128,749	845,969
補 正 前	損益勘定支弁職員	0	(4) 77	324,220	323,811	648,031	121,980	770,011
	資本勘定支弁職員	0	(0) 4	17,155	15,857	33,012	6,769	39,781
	合 計	0	(4) 81	341,375	339,668	681,043	128,749	809,792
比 較	損益勘定支弁職員	0	(△1) 0	△ 8,030	44,207	36,177	0	36,177
	資本勘定支弁職員	0	(0) 0	0	0	0	0	0
	合 計	0	(△1) 0	△ 8,030	44,207	36,177	0	36,177

※1 賞与引当金繰入額49,302千円（損益勘定:46,752千円、資本勘定:2,550千円）及び退職給付費108,685千円（損益勘定のみ）を含む。

※2 法定福利費引当金繰入額8,920千円（損益勘定:8,458千円、資本勘定:462千円）を含む。

手 当 の 増 減 額 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	3,172	13,277	39,362	7,026	17,798	1,212
	補 正 前	3,172	13,277	39,362	7,026	17,798	1,212
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手 当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	補 正 後	40,500	7,568	3,684	36	141,555	108,685
	補 正 前	40,500	7,568	3,684	36	147,902	58,131
	比 較	0	0	0	0	△ 6,347	50,554

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明
給 料	△ 8,030	給 料 の 増 減 分 △ 8,030	給与改定及び職員数の変動等によるもの
手 当	44,207	期末・勤勉手当の増減分 △ 6,347	給与改定及び職員数の変動等によるもの
		退職給付費の増加分 50,554	給与改定及び職員数の変動等によるもの

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	企 業 職
27 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 321,701
	平 均 給 与 月 額 (円) 435,392
	平 均 年 齢 (歳) 42.5
26 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円) 302,200
	平 均 給 与 月 額 (円) 426,260
	平 均 年 齢 (歳) 41.9

(2) 初任給の状況

区 分	企 業 職 / 行 政 職
企 業 団 体	高 校 卒 (円) 149,000
	大 学 卒 (円) 183,300
主たる 一般職 の構成 となる 市の 行政 機関 の 一 部 の 体 制	高 校 卒 (円) 152,900
	大 学 卒 (円) 182,000

(3) 級別職員数及び標準的な職務内容

27年10月1日現在	企業職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標準的職務内容	主事又は技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長又は技術長又は理事	
		職員数 (人)	(2) 21	16	(1) 28	10	2	1	0	0	(3) 78
		構成比 (%)	26.9	20.5	35.9	12.8	2.6	1.3	0	0	100.0

26年10月1日現在	企業職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標準的職務内容	主事又は技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長	
		職員数 (人)	(2) 26	13	(1) 28	7	2	0	0	0	(3) 76
		構成比 (%)	34.2	17.1	36.9	9.2	2.6	0	0	0	100.0

※ () は短時間勤務職員数を外数で表記

(6) 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補 正 前	1.975 (1.000)	2.125 (1.150)	4.100 (2.150)	有	
補 正 後	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.200 (2.200)	有	
主たる構成団体(堺市) の一般会計の制度	1.975 (1.000)	2.125 (1.150)	4.100 (2.150)	有	平成28年 1月1日現在

※ () は、再任用職員の支給率

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定貸借対照表

(平成28年3月31日)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)	75,557,962	(負債の部)	35,698,695
固定資産	56,381,239	固定負債	18,226,894
有形固定資産	54,328,119	企業債	17,195,633
土地	2,519,846	長期リース債務	77,792
その他有形固定資産	51,808,273	引当金	915,660
無形固定資産	1,048,030	退職給付引当金	915,660
水利権	86,006	その他固定負債	37,809
地上権	1,081	流動負債	4,865,548
施設利用権	960,943	一年内償還予定企業債	1,071,940
投資その他の資産	1,005,090	短期リース債務	23,193
投資有価証券	1,000,000	未払金	3,072,609
出資金	5,000	引当金	58,222
破産更生債権等	17,903	賞与引当金	49,302
貸倒引当金	△17,813	法定福利費引当金	8,920
流動資産	19,176,723	その他流動負債	639,584
現金・預金	17,245,563	繰延収益	12,606,253
未収金	721,625	長期前受金	12,451,169
有価証券	999,872	長期前受国庫補助金	4,371,067
一年内満期有価証券	999,872	長期前受工事負担金	3,978,856
貯蔵品	105,374	長期前受他団体補助金	3,416,224
その他流動資産	104,289	長期前受受贈財産評価額	685,022
		建設仮勘定長期前受金	155,084
		建仮長期前受国庫補助金	77,762
		建仮長期前受工事負担金	77,322
		(資本の部)	39,859,267
		資本金	29,011,861
		自己資本金	29,011,861
		剰余金	10,847,406
		資本剰余金	658,725
		国庫補助金	466,203
		工事負担金	19,492
		受贈財産評価額	173,030
		利益剰余金	10,188,681
		減債積立金	4,273,545
		建設改良積立金	866,018
		当年度未処分利益剰余金	5,049,118
資産合計	75,557,962	負債・資本合計	75,557,962

注 記 表

I. 重要な会計方針

平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～6年

工具器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

水利権 20年

地上権 5年

施設利用権 15～42年

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

III. 予定貸借対照表等関連

- 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 57,203,914 千円
- 2 長期前受金に対する収益化累計額 27,117,387 千円

IV. セグメント情報の開示

単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載を省略している。

V. 減損損失関連

該当なし

VI. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円を超えるファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 1,561 千円 (1,561 千円)

1 年超 244 千円 (244 千円)

計 1,805 千円 (1,805 千円)

※ () 内は長期継続契約 (地方自治法第 234 条の 3) によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

4 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 23,193 千円 (23,193 千円)

1年超 77,792 千円 (77,792 千円)

計 100,985 千円 (100,985 千円)

※ () 内は長期継続契約(地方自治法第234条の3)によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

VIII. その他の注記

退職給付引当金の取崩し

平成27年度において、退職手当として94,919千円を支給することとなるため、退職給付引当金を同額取り崩す。

第12号議案

第13号議案

平成 2 8 年 度

大阪広域水道企業団水道事業会計予算

大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算

第12号議案

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件

(総 則)

第1条 平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年間総給水量	511,000,000m ³
(2)	1日平均給水量	1,400,000m ³
(3)	主要な建設改良事業	
	改良事業	25,810,729千円
	取水設備改良工事	磯島取水場等における取水設備改良
	浄水設備改良工事	村野浄水場等における浄水設備改良
	送水管路布設替工事	送水管路分岐改良工事等
	送水管路布設工事	バイパス送水管等の布設
	施設改良工事	松原ポンプ場築造等の施設改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	44,516,214千円
第1項	営業収益	41,594,546千円
第2項	営業外収益	2,921,668千円
支 出		
第1款	水道事業費用	40,280,414千円
第1項	営業費用	36,576,385千円
第2項	営業外費用	3,424,496千円
第3項	特別損失	79,533千円
第4項	予備費	200,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,673,360千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,685,908千円、過年度損益勘定留保資金19,376,177千円及び当年度損益勘定留保資金6,611,275千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 水道事業資本的収入	13,625,763千円
第 1 項 企 業 債	9,800,000千円
第 2 項 国庫補助金等	2,800,603千円
第 3 項 工事負担金	147,338千円
第 4 項 共同施設工事負担金	32,033千円
第 5 項 建設受託工事収入	177,886千円
第 6 項 共同設備負担金	5,703千円
第 7 項 固定資産売却代金	162,200千円
第 8 項 投資有価証券償還金	500,000千円

支 出

第 1 款 水道事業資本的支出	41,299,123千円
第 1 項 建設改良費	27,546,743千円
第 2 項 企業債償還金	13,752,380千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
改 良 事 業	平成29年度から平成32年度まで	16,024,035 千円
建 設 受 託 工 事	平成29年度から平成32年度まで	2,367,642
I T V 設 備 更 新 維 持 事 業	平成29年度から平成38年度まで	4,510
オゾン設備更新維持事業	平成29年度から平成51年度まで	2,728,660
無停電電源設備 整備維持事業	平成29年度から平成49年度まで	48,292
ストレスチェック等 業 務 委 託	平成29年度から平成31年度まで	5,682
分岐施設設置工事	平成29年度	2,927
水道設備補修事業	平成29年度	1,433,010
粒状活性炭吸着池 整 備 事 業	平成29年度	13,009
水処理用薬品購入業務	平成29年度	317,212
浄水発生土運搬業務	平成29年度	30,971
管路漏水工事	平成29年度	30,903
人孔铸铁蓋補修工事	平成29年度	13,204

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道建設改良事業費	千円 9,800,000	普通貸借又は証券発行の方法により、政府その他から起債する。 ただし、当該年度において未発行のものがある場合は、翌年度以降において繰越発行をすることができる。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 借入れの日の翌日から30年(すえ置期間を含む。)以内に毎年度年賦又は2期に分割して償還する等の方法により償還する。 2 融通条件又は財政の都合によって、償還年限を短縮し、もしくは繰上償還(すえ置期間を含む。)をし、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した経費に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,837,978千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、2,000,000千円と定める。

平成28年2月16日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算説明書目次

	頁
予 算 実 施 計 画-----	8
予定キャッシュ・フロー計算書-----	10
給 与 費 明 細 書-----	11
債務負担行為に関する調書-----	15
予 定 貸 借 対 照 表-----	18
予 定 損 益 計 算 書-----	22

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 水道事業収益			44,516,214	
	1 営業収益		41,594,546	
		1 給水収益	41,391,000	(年間水量) 511,000千㎡
		2 営業受託収益	119,686	受託工事収益
		3 その他営業収益	83,860	共同取水場維持管理費用等
	2 営業外収益		2,921,668	
		1 受取利息	6,576	
		2 長期前受金戻入	2,536,132	
		3 共同事業負担金	200,475	水質共同検査収益
		4 雑収益	178,485	賃貸料等

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 水道事業費用			40,280,414	
	1 営業費用		36,576,385	
		1 原水及び浄水費	12,022,201	浄水場、水質管理センターに要する費用
		2 送水費	4,855,146	ポンプ場、事業所に要する費用
		3 総係費	1,356,403	一般管理費用
		4 議会及び監査費	13,437	
		5 減価償却費	16,347,892	
		6 資産減耗費	620,963	固定資産除却費、たな卸資産減耗費
		7 固定資産保存費	98,154	土地管理費用
		8 営業受託費用	111,649	受託工事費用
		9 その他営業費用	1,150,540	琵琶湖開発施設等維持管理費用負担金
	2 営業外費用		3,424,496	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	3,060,083	企業債利息及び企業債取扱諸費等並びに淀川日吉ダム建設事業等割賦負担金利息
		2 共同事業費用	193,393	水質共同検査費用
		3 雑支出	37	
		4 消費税及び地方消費税	170,983	
	3 特別損失		79,533	
		1 固定資産売却損	79,533	不用地売却に伴う売却損
	4 予備費		200,000	
		1 予備費	200,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 水道事業 資本的収入			13,625,763	
	1 企業債		9,800,000	
		1 建設企業債	9,800,000	浄水送水施設整備事業債
	2 国庫補助金等		2,800,603	
		1 国庫補助金等	2,800,603	送水施設整備費交付金
	3 工事負担金		147,338	
		1 工事負担金	147,338	改良工事原因者負担金
	4 共同施設工事 負担金		32,033	
		1 共同施設工事 負担金	32,033	松原ポンプ場共同施設工事負担金
	5 建設受託工事収入		177,886	
		1 建設受託工事収入	177,886	河南町、藤井寺市、島本町受託事業
	6 共同設備負担金		5,703	
		1 共同設備負担金	5,703	水質共同検査設備負担金
	7 固定資産売却代金		162,200	
		1 固定資産売却代金	162,200	
	8 投資有価証券 償還金		500,000	
		1 投資有価証券 償還金	500,000	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 水道事業 資本的支出			41,299,123	
	1 建設改良費		27,546,743	
		1 改良費	25,810,729	浄水設備改良工事等
		2 負担金	1,567,740	淀川日吉ダム建設事業割賦負担金等
		3 建設受託工事費	168,274	河南町、藤井寺市、島本町受託事業
	2 企業債償還金		13,752,380	
		1 企業債償還金	13,752,380	

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	2,477,941
減価償却費	16,347,892
資産減耗費	380,841
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 451
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 32,551
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 3,729
長期前受金戻入	△ 2,536,132
受取利息	△ 6,576
支払利息	3,060,044
有形固定資産売却損益(△は益)	79,533
その他の増減額	1,000
小計	19,767,812
利息の受取額	6,512
利息の支払額	△ 3,106,130
業務活動によるキャッシュ・フロー	16,668,194

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 24,039,020
有形固定資産の売却による収入	162,200
無形固定資産の取得による支出	△ 1,068,173
投資有価証券の売却による収入	500,000
国庫補助金等による収入	2,800,603
工事負担金による収入	136,425
共同施設工事負担金による収入	29,661
建設受託工事受入金による収入	164,710
建設受託工事による支出	△ 155,810
共同設備負担金による収入	5,510
水源開発事業撤退による支出	△ 446,159
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,910,053

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債の発行による収入	9,800,000
企業債の償還による支出	△ 13,752,380
リース債務の返済による支出	△ 71,956
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,024,336

IV 資金増加額(又は減少額) △ 9,266,195

V 資金期首残高 33,606,794

VI 資金期末残高 24,340,599

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		〔短時間勤務〕 職 員 数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	0	(12) 298	1,266,155	1,379,862	2,646,017	534,648	3,180,665
	資本勘定支弁職員	0	(0) 66	281,104	257,445	538,549	118,764	657,313
	合 計	0	(12) 364	1,547,259	※1 1,637,307	3,184,566	※2 653,412	3,837,978
前 年 度	損益勘定支弁職員	0	(10) 303	1,276,526	1,245,913	2,522,439	481,859	3,004,298
	資本勘定支弁職員	0	(0) 66	277,902	237,063	514,965	105,198	620,163
	合 計	0	(10) 369	1,554,428	1,482,976	3,037,404	587,057	3,624,461
比 較	損益勘定支弁職員	0	(2) △ 5	△ 10,371	133,949	123,578	52,789	176,367
	資本勘定支弁職員	0	(0) 0	3,202	20,382	23,584	13,566	37,150
	合 計	0	(2) △ 5	△ 7,169	154,331	147,162	66,355	213,517

※1 賞与引当金繰入額238,938千円(損益勘定:194,427千円、資本勘定:44,511千円)及び退職給付費271,303千円(損益勘定のみ)を含む。

※2 法定福利費引当金繰入額45,884千円(損益勘定:37,332千円、資本勘定8,552千円)を含む。

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	本 年 度	30,889	54,105	196,135	27,662	74,231	5,322
	前 年 度	30,885	58,038	180,772	28,321	79,441	5,962
	比 較	4	△ 3,933	15,363	△ 659	△ 5,210	△ 640
	区 分	時間外勤務 手 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	214,439	29,364	15,582	300	717,975	271,303
	前 年 度	199,193	31,554	18,282	300	680,932	169,296
	比 較	15,246	△ 2,190	△ 2,700	0	37,043	102,007

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)		説 明			
給 料	△ 7,169	給与改定に伴う増加分	9,979	給与改定の状況			
				改定率 0.7%			
				実施時期 平成27年4月1日			
		その他の増減分	△ 17,148	職 員 減 に 係 る 計 上 額 の 減 少 分 △21,063千円			
				そ の 他 3,915千円 (職員数の異動状況)			
				区 分	現 に 在 職 す る 職 員 数	変 動 数	計
				本 年 度	362 人 (平成27年10月1日現在)	2人	364 人 (平成28年度当初予算定数)
				前 年 度	365 人 (平成26年10月1日現在)	4人	369 人 (平成27年度当初予算定数)
				増 減	△3 人	△2人	△5 人
手 当	154,331	制度改正に伴う増加分	33,973	給与改定に伴う増加分			
				地域手当 支給割合引上げ 11%⇒12% 実施時期 平成28年4月1日 16,363千円			
				勤勉手当 支給割合引上げ 年間4.10月分⇒4.20月分 実施時期 平成27年4月1日 16,012千円			
				その他 1,598千円			
		その他の増減分	120,358				

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		企 業 職
27 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	336,637
	平 均 給 与 月 額 (円)	458,615
	平 均 年 齢 (歳)	44.1
26 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	326,500
	平 均 給 与 月 額 (円)	458,533
	平 均 年 齢 (歳)	44.0

(2) 初任給の状況

区 分		企業職／行政職
企 業 団	高 校 卒 (円)	149,000
	大 学 卒 (円)	183,300
(一)主たる 一般職の 28年1月1日現在の 市構成団体の	高 校 卒 (円)	152,900
	大 学 卒 (円)	182,000

(3) 級別職員数及び標準的な職務内容

27年 10月 1日現在	企業職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長 又は技術長 又は理事	
		職員数 (人)	(5) 65	112	(6) 104	47	5	11	4	3	(11) 351
		構成比 (%)	18.5	31.9	29.6	13.4	1.4	3.1	1.2	0.9	100.0

26年 10月 1日現在	企業職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長	
		職員数 (人)	(4) 59	124	(3) 108	42	8	12	4	1	(7) 358
		構成比 (%)	16.5	34.6	30.2	11.7	2.2	3.4	1.1	0.3	100.0

※ () は短時間勤務職員数を外数で表記

(4) 昇 給

区 分			企 業 職
職 員 数	(A)	(人)	364
昇給に係る職員数	4号給 (B)	(人)	284
比 率	(B) / (A)	(%)	78.02

(5) 特 殊 勤 務 手 当

区 分		企 業 職
27 年 10 月 1 日 現在	給料総額に対する比率 (%)	0.3
	支給対象職員の比率 (%)	21.1
	代表的な特殊勤務手当の名称	危険現場作業手当、有害物取扱手当、 夜間特殊業務等手当

(6) 期 末 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.200 (2.200)	有	
前 年 度	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.200 (2.200)	有	
主たる構成団体（堺市）の 一般会計の制度	1.975 (1.000)	2.125 (1.150)	4.100 (2.150)	有	平成28年 1月1日現在

※（ ）は、再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支 給 率 等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
主たる構成団体（堺市）の 一般会計の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	・病気による特別退職 (2%加算)	

(8) そ の 他 の 手 当

区 分	主たる構成団体 (堺市)の一般会計の 制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異なる	・配偶者 13,800円 (主たる構成団体（堺市）の一般会計の制度) ・配偶者 13,000円
地 域 手 当	異なる	・支給割合 12% (主たる構成団体（堺市）の一般会計の制度) ・支給割合 10%
住 居 手 当	同じ	
通 勤 手 当	異なる	・交通用具使用者の支給額が異なる

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
平成28年度 改良事業	千円 16,024,035	—	千円 —	平成29年度 ～ 平成32年度	千円 16,024,035	千円 627,216	千円 4,218,000	千円 11,178,819
平成28年度 建設受託工事	2,367,642	—	—	平成29年度 ～ 平成32年度	2,367,642	0	0	2,367,642
I T V 設 備 更新維持事業	4,510	—	—	平成29年度 ～ 平成38年度	4,510	0	0	4,510
オゾン設備更新 維持事業	2,728,660	—	—	平成29年度 ～ 平成51年度	2,728,660	0	0	2,728,660
無停電電源設備 整備維持事業	48,292	—	—	平成29年度 ～ 平成49年度	48,292	0	0	48,292
ストレスチェック等 業務委託	5,682	—	—	平成29年度 ～ 平成31年度	5,682	0	0	5,682
分岐設置工事	2,927	—	—	平成29年度	2,927	0	0	2,927
水道施設 補修事業	1,433,010	—	—	平成29年度	1,433,010	0	0	1,433,010
粒状活性炭 吸着池整備事業	13,009	—	—	平成29年度	13,009	0	0	13,009
水処理用薬品 購入業務	317,212	—	—	平成29年度	317,212	0	0	317,212
浄水発生土 搬出業務	30,971	—	—	平成29年度	30,971	0	0	30,971
管路漏水工事	30,903	—	—	平成29年度	30,903	0	0	30,903
人孔鍍鉄蓋補修工事	13,204	—	—	平成29年度	13,204	0	0	13,204
平成27年度 改良事業	22,849,752	—	—	平成28年度 ～ 平成31年度	22,245,896	3,127,013	6,190,000	12,928,883
防犯設備整備維持事業	24,907	—	—	平成28年度 ～ 平成37年度	24,907	0	0	24,907
後ろ過施設機械設備 整備維持事業	69,640	—	—	平成28年度 ～ 平成49年度	69,640	0	0	69,640
無停電電源設備 整備維持事業	11,990	—	—	平成28年度 ～ 平成47年度	10,994	0	0	10,994
非常用発電設備 整備維持事業	140,250	—	—	平成28年度 ～ 平成44年度	140,250	0	0	140,250

事 項	限 度 額	前 年 度 未 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
保 全 ・ 図 面 情 報 管 理 シ ス テ ム 整 備 維 持 事 業	14,902	—	—	平成28年度 ┆ 平成37年度	12,928	0	0	12,928
関 西 電 力 負 担 金	20,943	—	—	平成28年度 ┆ 平成29年度	20,943	0	0	20,943
分 岐 施 設 設 置 工 事	36,754	—	—	平成28年度 ┆ 平成29年度	35,262	0	0	35,262
職 員 健 康 診 断 等 委 託	16,121	—	—	平成28年度 ┆ 平成31年度	8,673	0	0	8,673
(仮称)総務事務センター (SIC) 運 営 委 託	147,392	—	—	平成28年度 ┆ 平成32年度	102,611	0	0	102,611
平 成 26 年 度 改 良 事 業	20,848,554	平成27年度	7,418,262	平成28年度 ┆ 平成30年度	9,234,165	805,242	3,140,000	5,288,923
無 停 電 電 源 設 備 整 備 維 持 事 業	67,084	平成27年度	248	平成28年度 ┆ 平成47年度	31,743	0	0	31,743
防 犯 設 備 整 備 維 持 事 業	21,780	平成27年度	0	平成28年度 ┆ 平成36年度	7,692	0	0	7,692
原 水 水 質 監 視 設 備 整 備 維 持 事 業	45,672	平成27年度	1,686	平成28年度 ┆ 平成36年度	29,900	0	0	29,900
平 成 25 年 度 改 良 事 業	15,095,813	平成26年度 ┆ 平成27年度	9,949,237	平成28年度 ┆ 平成29年度	2,465,907	588,530	780,000	1,097,377
浄 水 場 中 央 監 視 制 御 設 備 整 備 維 持 事 業	325,213	平成26年度 ┆ 平成27年度	0	平成28年度 ┆ 平成36年度	137,244	0	0	137,244
階 層 浄 水 施 設 無 停 電 電 源 設 備 整 備 維 持 事 業	21,570	平成26年度 ┆ 平成27年度	162	平成28年度 ┆ 平成46年度	9,733	0	0	9,733
非 常 用 自 家 発 電 施 設 維 持 管 理 業 務	118,800	平成26年度 ┆ 平成27年度	4,057	平成28年度 ┆ 平成41年度	76,102	0	0	76,102
浄 水 施 設 中 央 監 視 制 御 設 備 整 備 維 持 事 業	29,700	平成26年度 ┆ 平成27年度	530	平成28年度 ┆ 平成35年度	4,656	0	0	4,656
水 処 理 実 験 装 置 設 置 維 持 事 業	77,350	平成26年度 ┆ 平成27年度	407	平成28年度 ┆ 平成30年度	682	0	0	682
監 視 制 御 設 備 保 守 点 検 業 務	16,659	平成26年度 ┆ 平成27年度	0	平成28年度 ┆ 平成36年度	3,143	0	0	3,143
非 常 用 自 家 発 電 施 設 整 備 維 持 事 業	3,369	平成26年度 ┆ 平成27年度	182	平成28年度 ┆ 平成34年度	2,708	0	0	2,708
浄 水 処 理 館 自 家 発 電 設 備 整 備 維 持 事 業	301	平成26年度 ┆ 平成27年度	29	平成28年度 ┆ 平成38年度	197	0	0	197
自 動 検 針 シ ス テ ム 維 持 事 業	673	平成26年度 ┆ 平成27年度	111	平成28年度 ┆ 平成33年度	539	0	0	539

事 項	限 度 額	前 年 度 未 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
計 算 機 設 備 整 備 維 持 事 業	3,024	平成26年度 ┆ 平成27年度	1,113	平成28年度 ┆ 平成30年度	1,411	0	0	1,411
監 視 制 御 設 備 整 備 維 持 事 業	921	平成26年度 ┆ 平成27年度	163	平成28年度 ┆ 平成36年度	710	0	0	710
平 成 2 4 年 度 改 良 事 業	29,473,619	平成25年度 ┆ 平成27年度	21,427,192	平成28年度 ┆ 平成29年度	4,700,007	494,060	1,740,000	2,465,947
取 水 ポ ン プ 棟 無 停 電 電 源 設 備 整 備 維 持 事 業	26,880	平成25年度 ┆ 平成27年度	432	平成28年度 ┆ 平成45年度	7,956	0	0	7,956
非 常 用 自 家 発 電 施 設 整 備 維 持 事 業	125,422	平成25年度 ┆ 平成27年度	9,720	平成28年度 ┆ 平成41年度	110,970	0	0	110,970
残 渣 有 効 利 用 関 連 施 設 整 備 維 持 事 業	8,875,515	平成25年度 ┆ 平成27年度	8,608	平成28年度 ┆ 平成41年度	94,490	0	0	94,490
浄 水 場 ほ か 防 犯 設 備 整 備 維 持 事 業	23,625	平成25年度 ┆ 平成27年度	4,004	平成28年度 ┆ 平成33年度	13,846	0	0	13,846
浄 水 場 水 質 計 器 棟 無 停 電 電 源 設 備 整 備 維 持 事 業	8,190	平成25年度 ┆ 平成27年度	401	平成28年度 ┆ 平成44年度	4,588	0	0	4,588
丹 生 タ ム 建 設 事 業 金 割 賦 負 担 金	9,554,391	平成25年度 ┆ 平成27年度	3,733,403	平成28年度 ┆ 平成47年度	5,820,988	0	0	5,820,988
浄 水 場 防 犯 設 備 整 備 維 持 事 業	64,520	平成24年度 ┆ 平成27年度	7,648	平成28年度 ┆ 平成33年度	19,244	0	0	19,244
浄 水 場 中 央 監 視 制 御 設 備 維 持 事 業	16,272	平成24年度 ┆ 平成27年度	1,103	平成28年度 ┆ 平成33年度	2,342	0	0	2,342
非 常 用 自 家 発 電 施 設 運 営 事 業	84,565	平成24年度 ┆ 平成27年度	17,560	平成28年度 ┆ 平成34年度	67,005	0	0	67,005
浄 水 処 理 館 自 家 発 電 設 備 整 備 維 持 事 業	11,235	平成24年度 ┆ 平成27年度	2,406	平成28年度 ┆ 平成38年度	8,829	0	0	8,829
無 停 電 電 源 設 備 整 備 維 持 事 業	24,584	平成24年度 ┆ 平成27年度	1,976	平成28年度 ┆ 平成43年度	18,254	0	0	18,254
監 視 制 御 設 備 維 持 事 業	22,874	平成24年度 ┆ 平成27年度	6,374	平成28年度 ┆ 平成36年度	16,500	0	0	16,500
自 動 検 針 シ ス テ ム 維 持 事 業	30,994	平成24年度 ┆ 平成27年度	10,979	平成28年度 ┆ 平成33年度	18,934	0	0	18,934
計 算 機 設 備 整 備 維 持 事 業	107,209	平成24年度 ┆ 平成27年度	67,683	平成28年度 ┆ 平成30年度	39,526	0	0	39,526
日 吉 タ ム 建 設 事 業 金 割 賦 負 担 金	12,485,485	平成24年度 ┆ 平成27年度	5,707,289	平成28年度 ┆ 平成32年度	6,778,196	0	0	6,778,196

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（平成29年3月31日）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（ 資 産 の 部 ）	378,011,549	（ 負 債 の 部 ）	217,789,313
固 定 資 産	349,846,550	固 定 負 債	134,423,912
有 形 固 定 資 産	332,794,423	企 業 債	105,239,384
土 地	29,355,760	長 期 リ ー ス 債 務	201,342
そ の 他 有 形 固 定 資 産	303,438,663	引 当 金	2,666,281
無 形 固 定 資 産	17,024,127	退 職 給 付 引 当 金	2,666,281
水 利 権	2,279,936	年 賦 未 払 金	7,894,448
ダ ム 使 用 権	14,506,779	そ の 他 固 定 負 債	18,422,457
施 設 利 用 権	237,412	企 業 債 償 還 債 務 負 担 金	17,886,980
投 資 そ の 他 の 資 産	28,000	そ の 他 固 定 負 債	535,477
出 資 金	28,000	流 動 負 債	29,880,149
流 動 資 産	28,164,999	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	7,551,078
現 金 ・ 預 金	24,340,599	短 期 リ ー ス 債 務	78,933
未 収 金	3,590,591	未 払 金	14,046,893
貯 蔵 品	225,400	引 当 金	284,822
そ の 他 流 動 資 産	8,409	賞 与 引 当 金	238,938
		法 定 福 利 費 引 当 金	45,884
		一 年 内 償 還 予 定 年 賦 未 払 金	1,556,790
		そ の 他 流 動 負 債	6,361,633
		一 年 内 償 還 予 定 企 業 債 償 還 債 務 負 担 金	5,559,765
		そ の 他 流 動 負 債	801,868
		繰 延 収 益	53,485,252
		長 期 前 受 金	43,526,200
		長 期 前 受 国 庫 補 助 金	33,323,055
		長 期 前 受 工 事 負 担 金	9,795,153
		長 期 前 受 他 団 体 補 助 金	106,803
		長 期 前 受 受 贈 財 産 評 価 額	173,225
		そ の 他 長 期 前 受 金	127,964
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	9,959,052
		建 仮 長 期 前 受 国 庫 補 助 金	9,689,143
		建 仮 長 期 前 受 工 事 負 担 金	252,195
		建 仮 そ の 他 長 期 前 受 金	17,714
		（ 資 本 の 部 ）	160,222,236
		資 本 金	169,481,548
		自 己 資 本 金	169,481,548
		剰 余 金	△ 9,259,312
		資 本 剰 余 金	4,203,498
		国 庫 補 助 金	4,117,258
		工 事 負 担 金	43,618
		受 贈 財 産 評 価 額	42,622
		欠 損 金	13,462,810
		当 年 度 未 処 理 欠 損 金	13,462,810
資 産 合 計	378,011,549	負 債 ・ 資 本 合 計	378,011,549

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

ただし、該当債権がないため貸倒引当金は計上していない。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 | 400,962,472 千円 |
| 2 長期前受金に対する収益化累計額 | 70,602,204 千円 |

Ⅳ. セグメント情報の開示

単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載を省略している。

Ⅴ. 減損損失関連

該当なし

Ⅵ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 1,224 千円 (1,224 千円)

1 年超 744 千円 (744 千円)

計 1,968 千円 (1,968 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

4 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 78,933 千円 (78,933 千円)

1 年超 201,342 千円 (201,342 千円)

計 280,275 千円 (280,275 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

Ⅶ. その他の注記

退職給付引当金の取崩し

平成 28 年度において、退職手当として 271,754 千円を支給することとなるため、退職給付引当金を同額取り崩す。

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業予定貸借対照表（前年度分）

（平成28年3月31日）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（ 資 産 の 部 ）	380,443,123	（ 負 債 の 部 ）	222,698,828
固 定 資 産	342,510,993	固 定 負 債	139,122,838
有 形 固 定 資 産	324,470,357	企 業 債	102,990,462
土 地	29,468,556	長 期 リ ー ス 債 務	226,555
そ の 他 有 形 固 定 資 産	295,001,801	引 当 金	2,666,732
無 形 固 定 資 産	18,012,636	退 職 給 付 引 当 金	2,666,732
水 利 権	2,834,222	年 賦 未 払 金	9,451,238
ダ ム 使 用 権	14,926,438	そ の 他 固 定 負 債	23,787,851
地 上 権	259	企 業 債 償 還 債 務 負 担 金	23,446,745
施 設 利 用 権	251,717	そ の 他 固 定 負 債	341,106
投 資 そ の 他 の 資 産	28,000	流 動 負 債	30,497,144
出 資 金	28,000	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	7,514,166
流 動 資 産	37,932,130	短 期 リ ー ス 債 務	67,546
現 金 ・ 預 金	33,606,794	未 払 金	14,046,893
未 収 金	3,590,591	引 当 金	268,039
有 価 証 券	499,936	賞 与 引 当 金	226,978
一 年 内 満 期 有 価 証 券	499,936	法 定 福 利 費 引 当 金	41,061
貯 蔵 品	226,400	一 年 内 償 還 予 定 年 賦 未 払 金	1,514,332
そ の 他 流 動 資 産	8,409	そ の 他 流 動 負 債	7,086,168
		一 年 内 償 還 予 定 企 業 債 償 還 債 務 負 担 金	6,238,214
		そ の 他 流 動 負 債	847,954
		繰 延 収 益	53,078,846
		長 期 前 受 金	46,062,332
		長 期 前 受 国 庫 補 助 金	35,336,686
		長 期 前 受 工 事 負 担 金	10,295,690
		長 期 前 受 他 団 体 補 助 金	110,958
		長 期 前 受 受 贈 財 産 評 価 額	183,365
		そ の 他 長 期 前 受 金	135,633
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	7,016,514
		建 仮 長 期 前 受 国 庫 補 助 金	6,888,540
		建 仮 長 期 前 受 工 事 負 担 金	115,770
		建 仮 そ の 他 長 期 前 受 金	12,204
		（ 資 本 の 部 ）	157,744,295
		資 本 金	169,481,548
		自 己 資 本 金	169,481,548
		剰 余 金	△ 11,737,253
		資 本 剰 余 金	4,203,498
		国 庫 補 助 金	4,117,258
		工 事 負 担 金	43,618
		受 贈 財 産 評 価 額	42,622
		欠 損 金	15,940,751
		当 年 度 未 処 理 欠 損 金	15,940,751
資 産 合 計	380,443,123	負 債 ・ 資 本 合 計	380,443,123

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業予定損益計算書（前年度分）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
営 業 費 用	34,372,817	営 業 収 益	38,830,173
原水及び浄水費	9,953,226	給 水 収 益	38,699,850
送 水 費	4,118,890	営 業 受 託 収 益	57,698
総 係 費	1,372,109	そ の 他 営 業 収 益	72,625
議 会 及 び 監 査 費	13,295	営 業 外 収 益	3,143,576
減 価 償 却 費	16,123,633	受 取 利 息	9,481
資 産 減 耗 費	1,478,741	長 期 前 受 金 戻 入	2,709,400
固 定 資 産 保 存 費	96,023	共 同 事 業 負 担 金	202,111
営 業 受 託 費 用	55,175	雑 収 益	222,584
そ の 他 営 業 費 用	1,161,725	特 別 利 益	78,467
営 業 外 費 用	3,501,109	固 定 資 産 売 却 益	26,864
支 払 利 息 及 び		過 年 度 損 益 修 正 益	1,820
企 業 債 取 扱 諸 費	3,309,094	そ の 他 特 別 利 益	49,783
共 同 事 業 費 用	190,980		
繰 延 勘 定 償 却	440		
雑 支 出	595		
特 別 損 失	7,045		
過 年 度 損 益 修 正 損	918		
そ の 他 特 別 損 失	6,127		
予 備 費	200,000		
当 年 度 純 利 益	3,971,245		
合 計	42,052,216	合 計	42,052,216

第13号議案

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件

(総 則)

第1条 平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	169,761,000m ³
(2) 1日平均給水量	465,099m ³
(3) 主要な建設改良事業	
増補改良事業	2,209,559千円
施設拡充工事	大庭浄水場等における施設改良
配水管路設備工事	バイパス配水管の布設等

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	8,384,881千円
第1項 営業収益	7,600,348千円
第2項 営業外収益	681,780千円
第3項 特別利益	102,753千円

支 出	
第1款 工業用水道事業費用	7,274,736千円
第1項 営業費用	6,674,063千円
第2項 営業外費用	530,673千円
第3項 予備費	70,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,208,790千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額154,387千円、過年度損益勘定留保資金2,116,445千円及び減債積立金1,071,940千円、建設改良積立金866,018千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 工業用水道事業資本的収入	1, 072, 709千円
第 1 項 工 事 負 担 金	72, 709千円
第 2 項 投資有価証券償還金	1, 000, 000千円

支 出	
第 1 款 工業用水道事業資本的支出	5, 281, 499千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2, 209, 559千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1, 071, 940千円
第 3 項 投 資	2, 000, 000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
増 補 改 良 事 業	平成29年度から平成30年度まで	654, 886 千円
ストレスチェック等 業 務 委 託	平成29年度から平成31年度まで	1, 953
水道設備補修事業	平成29年度	208, 643
水処理用薬品購入業務	平成29年度	35, 498
浄水発生土運搬業務	平成29年度	3, 413
管路漏水工事	平成29年度	15, 750
人孔铸铁蓋補修工事	平成29年度	3, 000
受 託 工 事	平成29年度	20, 604

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した経費に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(I) 職員給与費 854,986千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、400,000千円と定める。

平成28年2月16日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算説明書目次

	頁
予 算 実 施 計 画-----	30
予定キャッシュ・フロー計算書-----	32
給 与 費 明 細 書-----	33
債務負担行為に関する調書-----	37
予 定 貸 借 対 照 表-----	39
予 定 損 益 計 算 書-----	43

平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算実施計画
収益的収入及び支出
収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業収益			8,384,881	
	1 営業収益		7,600,348	
		1 給水収益	7,201,225	(年間水量) 169,761千m ³
		2 営業受託収益	31,792	受託工事収益
		3 その他営業収益	367,331	共同取水場維持管理費用等
	2 営業外収益		681,780	
		1 受取利息	6,556	
		2 長期前受金戻入	665,416	
		3 雑収益	9,808	賃貸料等
	3 特別利益		102,753	
		1 その他特別利益	102,753	減量廃止負担金

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業費用			7,274,736	
	1 営業費用		6,674,063	
		1 原水費	1,574,440	浄水場、水質管理センターに要する費用
		2 配水費	1,401,069	ポンプ場、事業所に要する費用
		3 総係費	524,723	一般管理費用
		4 議会及び監査費	9,078	
		5 減価償却費	2,620,850	
		6 資産減耗費	115,080	固定資産除却費、たな卸資産減耗費
		7 固定資産保存費	35,503	土地管理費用
		8 営業受託費用	29,293	受託工事費用
		9 その他営業費用	364,027	琵琶湖開発施設等維持管理費用負担金
	2 営業外費用		530,673	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	354,672	企業債利息
		2 雑支出	169	
		3 消費税及び地方消費税	175,832	
	3 予備費		70,000	
		1 予備費	70,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業 資本的収入	1 工事負担金		1,072,709	
			72,709	
	2 投資有価証券 償還金	1 工事負担金	72,709	改良工事原因者負担金
			1,000,000	
		1 投資有価証券 償還金	1,000,000	投資有価証券の運用満期に係る元金償還

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業 資本的支出	1 建設改良費		5,281,499	
			2,209,559	
	2 企業債償還金	1 増補改良費	2,209,559	配水管路設備工事等
			1,071,940	
	3 投 資	1 企業債償還金	1,071,940	
			2,000,000	
		1 投資有価証券	2,000,000	投資有価証券運用

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	944,045
	減価償却費	2,620,850
	資産減耗費	29,621
	退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 155
	賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 423
	法定福利引当金の増減額(△は減少)	475
	長期前受金戻入	△ 665,416
	受取利息	△ 6,556
	支払利息	354,672
	その他の増減額	500
	小計	3,277,613
	利息の受取額	6,428
	利息の支払額	△ 355,586
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,928,455
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,022,705
	投資有価証券の取得による支出	△ 2,000,000
	投資有価証券の売却による収入	1,000,000
	工事負担金による収入	67,324
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,955,381
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の償還による支出	△ 1,071,940
	リース債務の返済による支出	△ 23,942
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,095,882
IV	資金増加額(又は減少額)	△ 1,122,808
V	資金期首残高	17,245,563
VI	資金期末残高	16,122,755

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		〔短時間勤務〕 職 員 数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	0	(3) 75	319,437	364,696	684,133	130,154	814,287
	資本勘定支弁職員	0	(0) 4	17,353	15,814	33,167	7,532	40,699
	合 計	0	(3) 79	336,790	※1 380,510	717,300	※2 137,686	854,986
前 年 度	損益勘定支弁職員	0	(4) 77	324,220	323,811	648,031	121,980	770,011
	資本勘定支弁職員	0	(0) 4	17,155	15,857	33,012	6,769	39,781
	合 計	0	(4) 81	341,375	339,668	681,043	128,749	809,792
比 較	損益勘定支弁職員	0	(△1) △2	△ 4,783	40,885	36,102	8,174	44,276
	資本勘定支弁職員	0	(0) 0	198	△ 43	155	763	918
	合 計	0	(△1) △2	△ 4,585	40,842	36,257	8,937	45,194

※1 賞与引当金繰入額51,522千円(損益勘定:48,879千円、資本勘定:2,643千円)及び退職給付費93,156千円(損益勘定のみ)を含む。

※2 法定福利費引当金繰入額9,892千円(損益勘定:9,395千円、資本勘定497千円)を含む。

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	本 年 度	3,364	12,392	42,307	7,216	18,944	995
	前 年 度	3,172	13,277	39,362	7,026	17,798	1,212
	比 較	192	△ 885	2,945	190	1,146	△ 217
	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	本 年 度	40,114	5,279	2,144	36	154,563	93,156
	前 年 度	40,500	7,568	3,684	36	147,902	58,131
	比 較	△ 386	△ 2,289	△ 1,540	0	6,661	35,025

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)		説 明			
給 料	△ 4,585	給与改定に伴う増加分	2,166	給与改定の状況 改定率 0.7% 実施時期 平成27年4月1日			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 6,751	職 員 減 に 係 る 計 上 額 の 減 少 分 △8,430千円 そ の 他 1,679千円 (職員数の異動状況)			
				区 分	現 に 在 職 す る 職 員 数	変 動 数	計
				本 年 度	81 人 (平成27年10月1日現在)	△2人	79 人 (平成26年度当初予算定数)
				前 年 度	79 人 (平成26年10月1日現在)	2人	81 人 (平成27年度当初予算定数)
				増 減	2 人	△4人	△2 人
手 当	40,842	制度改正に伴う増加分	7,251	給与改定に伴う増加分 地域手当 支給割合引上げ 11%⇒12% 実施時期 平成28年4月1日 3,526千円 勤勉手当 支給割合引上げ 年間4.10月分⇒4.20月分 実施時期 平成27年4月1日 3,433千円 その他 292千円			
		その他の増減分	33,591				

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	企 業 職
27年10月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)
	321,701
	平 均 給 与 月 額 (円)
26年10月1日現在	435,392
	平 均 年 齢 (歳)
	42.5
26年10月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)
	302,200
	平 均 給 与 月 額 (円)
	426,260
26年10月1日現在	平 均 年 齢 (歳)
	41.9

(2) 初任給の状況

区 分	企 業 職 / 行 政 職
企 業 団 体	高 校 卒 (円)
	149,000
一 般 市 民 会 計 組 成 団 体	大 学 卒 (円)
	183,300
主 たる 構 成 団 体	高 校 卒 (円)
	152,900
一 般 市 民 会 計 組 成 団 体	大 学 卒 (円)
	182,000

(3) 級別職員数及び標準的な職務内容

27 年 10 月 1 日 現 在	企 業 職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長 又は技術長 又は理事	
		職員数 (人)	(2) 21	16	(1) 28	10	2	1	0	0	(3) 78
		構成比 (%)	26.9	20.5	35.9	12.8	2.6	1.3	0	0	100.0

26 年 10 月 1 日 現 在	企 業 職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長	
		職員数 (人)	(2) 26	13	(1) 28	7	2	0	0	0	(3) 76
		構成比 (%)	34.2	17.1	36.9	9.2	2.6	0	0	0	100.0

※ () は短時間勤務職員数を外数で表記

(4) 昇 給

区 分			企 業 職
職 員 数	(A)	(人)	79
昇給に係る職員数	4号給	(B)	68
比 率	(B) / (A)	(%)	86.08

(5) 特 殊 勤 務 手 当

区 分		企 業 職
27 年 10 月 1 日 現 在	給料総額に対する比率 (%)	0.3
	支給対象職員の比率 (%)	23.1
	代表的な特殊勤務手当の名称	危険現場作業手当、有害物取扱手当、 夜間特殊業務等手当

(6) 期 末 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.200 (2.200)	有	
前 年 度	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.200 (2.200)	有	
主たる構成団体（堺市）の 一般会計の制度	1.975 (1.000)	2.125 (1.150)	4.100 (2.150)	有	平成28年 1月1日現在

※（ ）は、再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
主たる構成団体 (堺市)の 一般会計の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	・病気による特別退職 (2%加算)	

(8) そ の 他 の 手 当

区 分	主たる構成団体 (堺市)の一般会計の 制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異なる	・配偶者 13,800円 (主たる構成団体（堺市）の一般会計の制度) ・配偶者 13,000円
地 域 手 当	異なる	・支給割合 12% (主たる構成団体（堺市）の一般会計の制度) ・支給割合 10%
住 居 手 当	同じ	
通 勤 手 当	異なる	・交通用具使用者の支給額が異なる

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
平 成 28 年 度 増 補 改 良 事 業	千円 654,886	—	—	平成29年度 ～ 平成30年度	千円 654,886	千円 0	千円 0	千円 654,886
ス ト レ ス チ ェ ッ ク 等 業 務 委 託	1,953	—	—	平成29年度 ～ 平成31年度	1,953	0	0	1,953
水 道 設 備 補 修 事 業	208,643	—	—	平成29年度	208,643	0	0	208,643
水 処 理 用 薬 品 購 入 業 務	35,498	—	—	平成29年度	35,498	0	0	35,498
浄 水 発 生 土 運 搬 業 務	3,413	—	—	平成29年度	3,413	0	0	3,413
管 路 漏 水 工 事	15,750	—	—	平成29年度	15,750	0	0	15,750
人 孔 鋳 鉄 蓋 補 修 工 事	3,000	—	—	平成29年度	3,000	0	0	3,000
受 託 工 事	20,604	—	—	平成29年度	20,604	0	0	20,604
平 成 27 年 度 増 補 改 良 事 業	1,610,083	—	—	平成28年度 ～ 平成29年度	1,025,275	0	0	1,025,275
保 全 ・ 図 面 情 報 管 理 シ ス テ ム 整 備 維 持 事 業	3,920	—	—	平成28年度 ～ 平成37年度	2,924	0	0	2,924
自 動 検 針 シ ス テ ム 維 持 事 業	1,043	—	—	平成28年度 ～ 平成33年度	1,032	0	0	1,032
職 員 健 康 診 断 等 委 託	5,535	—	—	平成28年度 ～ 平成31年度	2,978	0	0	2,978
(仮称)総務事務センター (SJC) 運 営 委 託	50,609	—	—	平成28年度 ～ 平成32年度	35,232	0	0	35,232
平 成 26 年 度 増 補 改 良 事 業	3,223,978	平成27年度	1,199,679	平成28年度 ～ 平成30年度	354,873	0	0	354,873
監 視 制 御 設 備 整 備 維 持 事 業	2,664	—	—	平成28年度 ～ 平成36年度	710	0	0	710
非 常 用 自 家 発 電 設 施 整 備 維 持 事 業	93,859	平成27年度	4,360	平成28年度 ～ 平成41年度	88,516	0	0	88,516
水 道 残 渣 有 効 利 用 関 連 施 設 整 備 運 営 事 業	14,822	平成26年度 ～ 平成27年度	3,015	平成28年度 ～ 平成32年度	6,717	0	0	6,717
監 視 制 御 設 備 維 持 事 業	175	平成26年度 ～ 平成27年度	30	平成28年度 ～ 平成36年度	128	0	0	128

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生見込額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	企 業 債	そ の 他
自動検針システム 維持事業	2,740	平成26年度 ～ 平成27年度	642	平成28年度 ～ 平成33年度	2,071	0	0	2,071
計 算 機 設 備 整備維持事業	473	平成26年度 ～ 平成27年度	166	平成28年度 ～ 平成30年度	224	0	0	224
浄水場水質計器棟 無停電電源設備 整備維持事業	4,935	平成25年度 ～ 平成27年度	244	平成28年度 ～ 平成44年度	2,795	0	0	2,795
浄水場防犯設備 整備維持事業	12,375	平成25年度 ～ 平成27年度	1,857	平成28年度 ～ 平成33年度	6,731	0	0	6,731
浄水場中央監視制御 設備整備維持事業	4,428	平成24年度 ～ 平成27年度	425	平成28年度 ～ 平成33年度	900	0	0	900
水道残渣有効利用関連 施設整備運営事業	410,729	平成24年度 ～ 平成27年度	183,865	平成28年度 ～ 平成32年度	226,864	0	0	226,864
無停電電源設備 整備維持事業	4,470	平成24年度 ～ 平成27年度	268	平成28年度 ～ 平成43年度	2,302	0	0	2,302
監視制御設備 整備維持事業	4,037	平成24年度 ～ 平成27年度	1,126	平成28年度 ～ 平成36年度	2,911	0	0	2,911
自動検針システム 維持事業	127,726	平成24年度 ～ 平成27年度	47,033	平成28年度 ～ 平成33年度	79,741	0	0	79,741
計 算 機 設 備 整備維持事業	15,969	平成24年度 ～ 平成27年度	9,749	平成28年度 ～ 平成30年度	6,220	0	0	6,220

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定貸借対照表（当年度分）
（平成29年3月31日）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（資産の部）	74,817,870	（負債の部）	34,014,558
固 定 資 産	57,764,327	固 定 負 債	17,152,057
有 形 固 定 資 産	53,839,447	企 業 債	16,138,027
土 地	2,531,735	長 期 リ ー ス 債 務	60,716
その他有形固定資産	51,307,712	引 当 金	915,505
無 形 固 定 資 産	919,790	退 職 給 付 引 当 金	915,505
地 上 権	541	そ の 他 固 定 負 債	37,809
施 設 利 用 権	919,249	流 動 負 債	4,854,340
投資その他の資産	3,005,090	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	1,057,606
投 資 有 価 証 券	3,000,000	短 期 リ ー ス 債 務	24,041
出 資 金	5,000	未 払 金	3,072,609
破 産 更 生 債 権 等	17,903	引 当 金	61,414
貸 倒 引 当 金	△ 17,813	賞 与 引 当 金	51,522
流 動 資 産	17,053,543	法 定 福 利 費 引 当 金	9,892
現 金 ・ 預 金	16,122,755	そ の 他 流 動 負 債	638,670
未 収 金	721,625	繰 延 収 益	12,008,161
貯 蔵 品	104,874	長 期 前 受 金	11,785,753
そ の 他 流 動 資 産	104,289	長 期 前 受 国 庫 補 助 金	4,143,326
		長 期 前 受 工 事 負 担 金	3,751,726
		長 期 前 受 他 団 体 補 助 金	3,235,899
		長 期 前 受 受 贈 財 産 評 価 額	654,802
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	222,408
		建 仮 長 期 前 受 国 庫 補 助 金	77,762
		建 仮 長 期 前 受 工 事 負 担 金	144,646
		（資本の部）	40,803,312
		資 本 金	29,011,861
		自 己 資 本 金	29,011,861
		剰 余 金	11,791,451
		資 本 剰 余 金	658,725
		国 庫 補 助 金	466,203
		工 事 負 担 金	19,492
		受 贈 財 産 評 価 額	173,030
		利 益 剰 余 金	11,132,726
		減 債 積 立 金	3,201,605
		当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	7,931,121
資 産 合 計	74,817,870	負 債 ・ 資 本 合 計	74,817,870

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

- 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 59,600,877 千円
- 2 長期前受金に対する収益化累計額 27,762,889 千円

Ⅳ. セグメント情報の開示

単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載を省略している。

Ⅴ. 減損損失関連

該当なし

Ⅵ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 314 千円 (314 千円)

1 年超 256 千円 (256 千円)

計 570 千円 (570 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

4 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 24,041 千円 (24,041 千円)

1 年超 60,716 千円 (60,716 千円)

計 84,757 千円 (84,757 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

Ⅶ. その他の注記

退職給付引当金の取崩し

平成 28 年度において、退職手当として 93,311 千円を支給することとなるため、退職給付引当金を同額取り崩す。

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定貸借対照表（前年度分）

（平成28年3月31日）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（資産の部）	75,557,962	（負債の部）	35,698,695
固定資産	56,381,239	固定負債	18,226,894
有形固定資産	54,328,119	企業債	17,195,633
土地	2,519,846	長期リース債務	77,792
その他の有形固定資産	51,808,273	引当金	915,660
無形固定資産	1,048,030	退職給付引当金	915,660
水利権	86,006	その他固定負債	37,809
地上権	1,081	流動負債	4,865,548
施設利用権	960,943	一年内償還予定企業債	1,071,940
投資その他の資産	1,005,090	短期リース債務	23,193
投資有価証券	1,000,000	未払金	3,072,609
出資金	5,000	引当金	58,222
破産更生債権等	17,903	賞与引当金	49,302
貸倒引当金	△17,813	法定福利費引当金	8,920
流動資産	19,176,723	その他流動負債	639,584
現金・預金	17,245,563	繰延収益	12,606,253
未収金	721,625	長期前受金	12,451,169
有価証券	999,872	長期前受国庫補助金	4,371,067
一年内満期有価証券	999,872	長期前受工事負担金	3,978,856
貯蔵品	105,374	長期前受他団体補助金	3,416,224
その他流動資産	104,289	長期前受受贈財産評価額	685,022
		建設仮勘定長期前受金	155,084
		建仮長期前受国庫補助金	77,762
		建仮長期前受工事負担金	77,322
		（資本の部）	39,859,267
		資本金	29,011,861
		自己資本金	29,011,861
		剰余金	10,847,406
		資本剰余金	658,725
		国庫補助金	466,203
		工事負担金	19,492
		受贈財産評価額	173,030
		利益剰余金	10,188,681
		減債積立金	4,273,545
		建設改良積立金	866,018
		当年度未処分利益剰余金	5,049,118
資産合計	75,557,962	負債・資本合計	75,557,962

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定損益計算書（前年度分）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
営 業 費 用	6,286,216	営 業 収 益	7,832,780
原 水 費	1,420,977	給 水 収 益	7,480,463
配 水 費	1,142,029	営 業 受 託 収 益	32,615
総 係 費	483,136	そ の 他 営 業 収 益	319,702
議 会 及 び 監 査 費	9,083	営 業 外 収 益	742,376
減 価 償 却 費	2,694,895	受 取 利 息	7,716
資 産 減 耗 費	148,858	長 期 前 受 金 戻 入	723,473
固 定 資 産 保 存 費	37,535	雑 収 益	11,187
営 業 受 託 費 用	25,232	特 別 利 益	83,129
そ の 他 営 業 費 用	324,471	固 定 資 産 売 却 益	5,025
営 業 外 費 用	381,274	そ の 他 特 別 利 益	78,104
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	380,732		
雑 支 出	542		
特 別 損 失	5,306		
過 年 度 損 益 修 正 損	2,935		
そ の 他 特 別 損 失	2,371		
予 備 費	70,000		
当 年 度 純 利 益	1,915,489		
合 計	8,658,285	合 計	8,658,285